

1. 会合名	協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ（第5回）
2. 日 時	令和5年3月30日（木）13:00～14:20
3. 議 案	○ 禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について ○ 不都合行為者名簿の公表等について
4. 主な内容	<p>○ <b>禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について</b> 事務局より、資料1に沿って、禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。</p> <p><b>【質疑応答要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規則改善ワーキングの会議資料等は、本ワーキングにも共有してもらえるのか。 ⇒適宜共有させて頂く予定である。</li> <li>➤ 個人金融商品仲介業者が生命保険の代理業も行っている場合、生命保険の代理業の顧客に金融商品を勧誘することが想定される。その場合、当該個人金融商品仲介業者が委託元協会員との業務委託契約を解除した時、顧客情報の返却の対象となるのか。 ⇒今後の規則改善 WG で検討していく。金融商品仲介業者が直接、顧客から取得した情報を委託元協会員に返却する対象とするかという点について整理が必要と考えているので、実務的な線引きの部分については、引き続き、規則改善ワーキングで検討していきたい。</li> </ul> <p>○ <b>不都合行為者名簿の公表等について</b> 事務局より、資料2-1に沿って、不都合行為者名簿の公表等について説明が行われ、大要以下のとおり質疑応答が行われた。</p> <p><b>【質疑応答要旨】</b></p> <p><b>【検討の前提、登録取消処分等の現行制度等、行政処分等の公表の現状について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 再犯した場合は処分が加重される仕組みとのことだが、同一会社での再犯のうち、再犯の処分が不都合行為者の取扱い又は登録取消し処分とならなかった者の量定はどうなるのか。 ⇒再犯でない場合の処分量定に、一定の割合で加重された処分量定となる。</li> <li>➤ 不都合行為者の公表対象として、全ての違反行為を適用する理由と経緯を伺いたい。 ⇒「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案の募集」に対し、「情報漏えいに対する処分の厳格化」と「不都合行為者名簿の公表等」が提案されたことを受けて、本 WG で当該提案について検討することとなった。「処分の厳格化」は情報漏えいに関して検討を行ってきたが、不都合行為者名簿の公表については、その目的が「重大事案の再発防止」であることを踏まえると、情報漏えいだけではなく、全ての法令等違反行為を対象とするべきと考えた次第である。</li> </ul> <p><b>【不都合行為者の取扱い事案及び登録取消処分事案の公表等の検討】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ アメリカの FINRA の BrokerCheck が一つの見本になると思うが、それと比較すると、今回提案されている公表内容は、かなり限定的であり、顧客が見て役に立つものではないように感じられる ⇒アメリカと日本との違いとして、日本には採用照会制度があるため、登録取消処分や不都合行為者の取扱いとなった外務員はそもそも外務行為を行えない仕組みとなっており、顧客の営業担当者が登録取消処分を受けてから5</li> </ul>

	<p>年を経過していない者であることはない。一般的に、処分者の氏名公表には、顧客や取引相手への注意喚起という目的があるが、その点は、採用照会制度により、一定程度、担保されていると考える。</p> <p>➤ 登録取消処分や不都合行為者の取扱いになった場合は採用照会制度によって5年間は営業できないということだが、それより軽い処分の場合はどうなるのか。顧客にとっては、自身の営業担当者が繰り返し軽い処分を受けている者であることを知る必要があるのではないか。BrokerCheckは、外務員の過去の犯罪歴や行政処分歴等が無期限に掲載されており、顧客にとっては非常に有用なものになっているが、それと比べると、今回の事務局案は、情報量が少ないのではないか。</p> <p>⇒採用照会制度では、登録取消処分や不都合行為者の取扱いに限らず、職務停止処分や職務禁止措置であっても5年以内に処分該当となった者については、事故の内容等を回答している。協会員においては、協会からの回答を受けて、当該処分者を採用するかしないかを判断し（不都合行為者は採用禁止）、仮に採用する場合は、過去の違反行為等を踏まえて該当外務員の管理をしていると認識しており、再犯率は低い状況である。</p> <p>➤ 現状、日本の場合は、採用照会制度により、処分期間中の者は業務に従事できない仕組みがあるため、顧客が自ら確認する必要はないのかもしれないが、BrokerCheckのような制度にして、過去に処分歴のある者は永久に公表し、それを顧客が確認できるような制度にした方が良い。せっかく制度を作るのであれば、顧客にとって有益となるような制度としてほしい。将来的には、もっと情報を出していく必要がある。</p> <p>⇒BrokerCheckのような制度は透明性が高い面はあるが、日本とアメリカでは状況も異なる。BrokerCheckは処分歴だけではなく保有資格の種類なども載っており、また、処分を受けた者だけではなく、全ての証券外務員についてカルテのようなものが見られるようになっている。アメリカは外務員の数も多く、証券会社から独立してアドバイザーとして働いている者もいるので、より証券外務員がどのような人物かを誰もが知ることのできる状態にすることが日本よりも重要視されているのではないか。こういった違いや日本において再犯者がそれほどいないことも踏まえての検討が必要ではないか。</p> <p>➤ BrokerCheckのような制度は、将来のあり方として検討すべき課題であると思う。アメリカの仕組みに倣う場合は、法制度的な裏付けについても検討が必要だと思う。氏名の公表については、引き続きの検討課題とし、まずは、法改正までいかに、現状の範囲内で行うこととして、不都合行為者の取扱いや登録取消処分となった事案の公表を進めていきたい。公表の目的は、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みの一環であり、事案を公表することによって、抑止力を高めて業界の信頼性を高めていくというものである。</p> <p>➤ 他業界で処分者の氏名の公表をしているケースでは、登録番号や事務所所在地などを合わせて公表することで同姓同名の他者を排除し、個人を特定している。仮に氏名を公表となった場合、同様の対応となるのか。</p> <p>⇒仮に氏名を公表となった場合は、所属先の公表も一緒に行うことにより、個人を特定することを考えている。</p> <p>➤ 目的の達成のために必要な事項を公表することが適切であると考えている。外務員が「こういう行為をすると登録取消処分を受けたり不都合行為者になる」ということを理解したうえで、日々の行動に活かすことによって、将来的な抑止になると考えている。そうすると、氏名公表までは不要であり、また、違反行為の内容に応じて、「法令等違反行為の概要」として記載する内容に差を設けるという点については違和感ないが、協会員名の公表については悩ましいと思っている。その理由は、処分を受けた時点では、該当外務員は解雇されている可能性が高いので、協会員名の公表はあまり意味がないと考えられるためである。</p>
--	--

	<p>る。協会員が組織的に悪質な法令等違反行為を行っていた場合は、協会員を処分すべきである。あってはならないことだが、協会員名が公表されると、事故の報告を避けたいという逆のインセンティブが働いてしまうおそれもある。</p> <p>➤ 協会員名の公表は、協会員にとっては一番重要なポイントである。協会員には、その役職員の管理監督が求められている。したがって、全ての事案について協会員名の公表が必要とは思わないが、事案によっては、適切な管理監督を協会員に促すために協会員名の公表があってもよいと思う。この点については議論を尽くしてもらいたい。</p> <p>➤ 金融商品仲介業者の外務員について、一般に委託元協会員は、金融商品仲介業者の外務員を直接管理監督はしておらず、金融商品仲介業者を通じて外務員に対して法令遵守等を求めている立場である。したがって、金融商品仲介業者の外務員の処分のケースにおいて、委託元協会員名を公表するのは馴染まないのではないか。委託元協会員には金融商品仲介業者の監督責任があるので協会員名を公表すべきという意見もあると思うが、委託元協会員が複数存在するケースも多くある中で、事故が起こった協会員はどこなのか判別が難しいケースもあるのではないか。</p> <p>⇒現行、証券取引等監視委員会が外務員勧告を行った事案については、処分内容を公表しているが、当該制度においては、当該外務員の所属先である協会員名も公表することとなっている。ただし、金融商品仲介業者の外務員の処分の場合は、当該外務員が所属する金融商品仲介業者の名称を公表することとしているので、今回の制度においても、同様になると考えている。</p> <p>➤ 金融商品仲介業者の外務員処分の場合は、処分の名宛人は誰になるのか。</p> <p>⇒行政処分の場合は金融商品仲介業者が処分の名宛人であり、自主規制処分は事故顛末報告書を提出する委託元協会員が処分の名宛人となっている。なお、事故顛末報告書については、すべて委託元協会員が提出することになっている</p> <p>➤ 協会員名を公表するかしないかは重要なポイントであると思っている。公表対象が登録取消処分・不都合行為者の取扱いであるのであれば、重大な法令違反行為であり、通常は会社のコントロール下で行われた行為であると思う。他方、経済犯罪や財産犯罪で欠格事項に該当し、登録取消処分となった場合については、会社のコントロール下とは言えないケースもあるので、協会員名の公表については十分に議論を尽くす必要がある、悩ましい問題であると思っている。</p> <p>➤ 会社ぐるみで違反行為を行っているような悪質なケースでは、会社に対する処分が行われて、それが公表されていると思う。事案によって公表とした場合、会社ぐるみのような事案だけにすると、現行制度下での状況と変わらない結果になりうるのではないか。</p> <p>⇒事務局提案だと、登録取消処分・不都合行為者の取扱いとなった事案は全て公表対象となるため、現行よりは公表対象は広がるという理解をしている。</p> <p>事務局案のうち、「協会員名を公表すること」については、次回会合で引き続き検討することとなった。その他の事項は事務局案のとおり進めることとし、氏名公表は今後の継続検討課題とすることとなった。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	<p>規律本部 規律審査部（03-6665-6778）</p>